

## 令和8年度 生徒心得（中学部） [令和8年度改定]

### 第1章 校内生活・風紀

- 1 礼儀正しく、挨拶をする。
- 2 時と場合に応じた言葉遣いや態度を意識する。
- 3 所持品には、氏名を明記する。多額の金銭、危険なもの、不必要なものを持ってこない。
- 4 公共物を破損した場合には、届け出る。
- 5 登校後は校外に出ない。事情がある場合は、担任の許可を得る。
- 6 社会のルールやマナーを守る。
- 7 スマートフォン・携帯電話は原則として持ってこない。ただし、電車通学などで家庭との連絡が必要な場合は、担任を経て手続きをとり、学校長の許可を得る。登校後から下校前までは、職員室での管理とする。

### 第2章 服装・身だしなみ

- 1 学校が指定する標準服（制服）を正しく着用する。
- 2 カッターシャツ（白）またはポロシャツを着用する。
- 3 ポロシャツ・ベスト・セーターを着用する場合は、無地（ワンポイント可）の白・黒・紺・グレーとする。
- 4 インナーは無地（ワンポイント可）を着用する。
- 5 式典・全体集会・職場体験では場にふさわしいフォーマルな身だしなみをする。
- 6 頭髪はパーマ、毛染め、脱色をしない。
- 7 ピアス・ネックレスなどのアクセサリーやマニキュアをしない。

### 第3章 通学

- 1 登下校は、交通ルールを守り、身の安全を守る。
- 2 通学途中は、寄り道をしない。事情がある場合は、保護者の許可を得る。
- 3 新たに自主通学する場合、または通学経路・通学方法に変更がある場合は、担任に申し出て学校長の許可を得る。

### 第4章 諸届（届出・申出・連絡）

- 1 遅刻・欠席に係る連絡は保護者から規定の方法で行う。
- 2 スクールバスの乗車変更は、本人または保護者からバス介助職員に連絡を入れる。
- 3 服装について、配慮が必要な場合は、保護者を通じて担任に申し出る。